

273 帝国大学教授・助教授の私立学校出講禁止に付建議

〔明治二十九年四月一日〕

爾後大学教授及助教授ハ私立学校ニ於テ授業ヲ担当スルコトハ堅ク禁止セラレンコトヲ望ム
右建議ス

明治廿九年四月一日

長井長義 ㊦
高橋順太郎 ㊦
三浦守治(花押) ㊦
丹波敬三 ㊦
隈川宗雄 ㊦
下山順一郎 ㊦
大澤謙二 ㊦
緒方正規 ㊦
河本重次郎 ㊦

(表紙)
「理由書」

帝国大学教授助教授ニシテ私立学校等ニ於テ専門ノ学科ヲ講義スルコトヲ将来停止セラレンコトヲ希望シ左ニ其意見ヲ陳ス
大学教授及助教授ハ各分科大学ノ講座ヲ担任シ国内最高等ノ学生ヲ教授スルト共ニ學術ノ実験ニ従事シテ學問ノ進歩ヲ謀リ益

々我カ帝国大学ノ地位ヲ高メ欧州先進諸國ト競逐センコトヲ勉ムルノ職務アリ然ルニ教授助教授ニシテ私立学校ニ於テ教育ノ素養大学々生ヨリ迥ニ低度ナル生徒ニ専門学科ヲ教授スルハ自カラ左ノ巨害ヲ招クモノト謂フベシ

第一、大学教授助教授私立学校ノ講義ヲ負担スレバ自家ノ學術研究等ニ従事スベキ時間ヲ濫リニ下等ナル教育ノ為メニ消費スルノ結果トナル

第二、大学ノ教授ニ従事セル職員ニシテ同一ノ学科ヲ比較的劣等ナル私立学校ニ於テ講授スルトキハ将来望ミアル人物ヲシテ順序正シキ教育ノ径路ヲ履マズ速成ノ学校ニ於ケル不完全ノ教育ヲ便トシ終ニ小成ニ安ンゼシムルノ弊ヲ招キ数年ノ経歴ヲ要スル高等学校ヲ卒業スル大学入学志願者ノ數ハ比較的減少スルコトナキヲ保セズ

第三、同一ノ大学教授助教授ニシテ一ハ中学校、高等学校ノ順序ヲ經由シテ多年ノ予修ヲ要スル大学ニ於テ又一ハ此準備ヲ要セサル簡易ノ私立学校ニ於テ均シク同一ノ専門学科ヲ教授スルトキハ世人ヲシテ専門学生ニ対スル素養予修ノ必要ヲ輕視セシメ其結果専門學教育ノ根底ヲ攪動シテ其水準ヲ低下シ一般學術ノ進歩ト有為ナル學者ノ養成ヲ妨碍スル恐アリ

論者或ハ云ハン本邦ノ状態ハ目下尚ホ多数ノ醫師法律家工業家等ヲ要スルコト急ナルガ故ニ已ムヲ得ス速成者ヲ作為スト是レ陋見ト謂フベシ一ノ完全ナル學者ヲ生スルハ百ノ不完全者ヲ生スルヨリモ益アリ社会國家ニ対シテハ不完全ナル偽學者ノ蠹害

ノ如ク危険ナルハナシ斯ノ如キ偽学者ヲ生スルヲ防御スルハ吾輩大学教授助教授ノ義務ナリトス

大学教授助教授ノ任ニ在ル者ノ私立学校等ノ講義ヲ兼担スルヲ停止スルハ前述ノ如キ明白ノ必要アルノ際其私立学校ニ至テハ大学教授外ノ人ヲシテ担当セシムルモ今日ノ状態敢テ其人ヲ得ザルノ恐ナルベシ故ニ此停止ハ一日モ之ヲ猶予スルノ必要ナキモノト信ス

〔『秘書附緊要書類』自明治二十五年至明治二十九年、㊦M9〕